平成２９年（フ）第２１６号
宮崎市広島２丁目５番20号２階、前住所宮崎市大淀３丁目８番24号　リバティハウスⅡ205号
債務者　平田　優美
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２３２号
宮崎市学園木花台北３丁目１番地　県営住宅７棟４号
債務者　長友　恵子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６５号
宮崎県小林市南西方102番地１押川アパート202号室
債務者　藤内　次男
1　決定年月日時　平成29年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第８３号
福島市小倉寺字舘坂12番地の１末永アパート北
債務者　須藤　洋行
1　決定年月日時　平成29年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第８１１号
京都市西京区川島滑樋町40番地２
債務者　森下　静代
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８１５号
京都市伏見区淀美豆町270番地24
債務者　砂原　幹夫
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９５号
奈良県御所市池之内1064　秋津鴻池病院内、住民票上の住所奈良県橿原市見瀬町17番地の１　トーエー神宮前ビル3007
債務者　原田　健造
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第７７号
松江市雑賀町709番地１　コーポさいか102号
債務者　玉橋　優也
1　決定年月日時　平成29年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７８号
松江市国屋町218番地６　エステート国屋202号
債務者　錦織　浩二
1　決定年月日時　平成29年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３９号
徳島県徳島市かちどき橋１丁目48番地　ハイツかちどき502号
債務者　楠　　信二
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９号
高知県吾川郡仁淀川町崎ノ山108番地２　町営住宅崎ノ山団地　９号室
債務者　菅　　清晴
1　決定年月日時　平成29年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第５１号
福岡県宮若市長井鶴847番地９　市営板深団地110号
債務者　山川ミサコ
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第５２号
福岡県宮若市長井鶴847番地９　市営板深団地110号
債務者　山川　博士
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第２０７号
大分県別府市大字鶴見4212番地の28　光の園グループホーム
債務者　籔谷　裕太
1　決定年月日時　平成29年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第９０号
宮崎県延岡市野地町２丁目3925番地59
債務者　酒井　隆志
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第９１号
宮崎県延岡市桜園町85番地２　佐々木アパート　221
債務者　那賀　真澄
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第５４５号
神戸市灘区鶴甲４丁目７番21－204号奥井清隆方、住民票上の住所神戸市灘区鶴甲４丁目７番21－104号、従前の住所神戸市中央区二宮町３丁目５番16－701号
債務者　中埜加奈子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部